

身体・知的・精神障がい者相談員がご相談に応じます!

小松島市では、身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方、またはその家族のさまざまな相談に応じ、情報の提供や助言などを行っています。

困った時などには、お近くの相談員までご相談ください。

■身体障がい者相談員

氏名	住所	連絡先	担当区分
きよはら けんじ 清原 健司	立江町	FAX 38・1119	聴覚
おおにし よしこ 大西 美子	立江町	FAX 37・1343	聴覚
みま ゆたか 美馬 豊	田浦町	☎090・5277・2510	視覚

※各相談員の任期は令和8年3月31日までです。

■知的障がい者相談員

氏名	住所	連絡先
あおやぎ よしあき 青柳 芳明	江田町	☎33・2077
なかにし あい 中西 愛	立江町	☎37・0771 (みやま園)
ちようらく ちえこ 長楽千英子	坂野町	☎090・7148・6121
わたなべま さこ 渡部真佐子	小松島町	☎33・1402

■精神障がい者相談員

氏名	住所	連絡先
かみじ としお 上地 利夫	横須町	☎090・2820・2024

☎市介護福祉課 地域共生社会推進室 障がい福祉担当(市役所1階⑨番窓口)

☎32・2279/FAX35・0272 ✉s-kaigo@city.komatsushima.i-tokushima.jp

国民年金保険料を納めることが困難なときは 免除・納付猶予制度をご利用ください

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請時点の2年1ヵ月前の月分まで、申請ができます。

※**保険料の免除や猶予を受けず保険料を納め忘れた状態で、障がいや死亡といった不測の事態が生じたとき、「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」が受けられない場合があります。**

免除等申請の種類

①免除(全額免除・一部免除)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。将来受け取る老齢基礎年金額に一部反映されます。

②納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

必要なもの

マイナンバーカード(マイナンバー通知書)もしくは基礎年金番号のわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書など)

※マイナンバー通知書の場合は、本人確認書類(運転免許証など)も必要となります。

※学生納付特例申請の場合は、学生証(コピーでも可)も必要です。

※所得審査対象の方で、退職(失業)された方は、失業日の翌々年6月分までの所得状況を除外して審査を行うことができます。この審査を希望される場合は、雇用保険受給資格者証、離職票などの写しが必要です。

保険料の追納

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

ご出産される方へ 産前産後期間は届出により、国民年金保険料が免除されます!

届出により、**出産**※ 予定日または出産日が属する月の前月から4ヵ月間の保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間が免除されます。

免除された期間も保険料を納付したのものとして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

すでに免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも、届出が可能です。(すでに保険料を納付されている場合は、後日、日本年金機構より還付されます。)届出には、母子健康手帳などの出産(予定)日が確認できる書類が必要です。

※**出産とは妊娠85日(4ヵ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産を含みます。)**

申請・問 市保険年金課 年金担当(市役所1階③番窓口)

☎32・4120/FAX35・0173

✉hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp